

■納税義務者が退職して出国するときには

- 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収または納税管理人の選任
帰国等により出国する方が、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。納税義務者への周知をお願いします。
納税管理人の申告は、地方税法第 300 条に定められています。

■令和 7 年度税制改正の主な内容

- 給与所得控除の見直し
給与所得控除の最低保障額について、65 万円（現行 55 万円）に引上げとなりました。
- 扶養親族等に係る所得要件の引上げ
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58 万円（現行 48 万円）に引上げとなりました。
- 特定親族特別控除の創設
生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられるようになりました。
控除を受ける場合は、特定親族各人別の合計所得金額に応じて、個人別明細書の区分の欄に次のように記載してください。

特定親族の 合計所得金額	納税義務者の控除額 （所得税）	納税義務者の控除額 （市民税・県民税）	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）
58万円超85万円以下	63万	45万円	10	11
85万円超90万円以下	61万	45万円	20	21
90万円超95万円以下	51万	45万円	30	31
95万円超100万円以下	41万	41万円	40	41
100万円超105万円以下	31万	31万円	50	51
105万円超110万円以下	21万	21万円	60	61
110万円超115万円以下	11万	11万円	70	71
115万円超120万円以下	6万	6万円	80	81
120万円超123万円以下	3万	3万円	90	91

■市県民税の特別徴収（給与天引き）について

- 次の①②に該当する事業所（主）は、特別徴収義務者に該当しますので、給与所得者（従業員）の市・県民税を特別徴収する必要があります。
- ① 令和 7 年中に給与の支払いを行っており、令和 8 年 4 月 1 日現在でも給与の支払いを行っている事業所（主）。
② 所得税法第 183 条第 1 項の規定により、給与を支払う際に所得税を徴収して納付する義務のある事業所（主）（源泉徴収義務者）。

令和 8 年度 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の記載・提出要領

給与支払報告書の提出について

令和 8 年 1 月 1 日現在で従業員等に対し給与の支払を行っている事業所（主）は、地方税法第 317 条の 6 第 1 項の規定により、令和 7 年中に従業員等に支払った給与等の支払額や、その他必要な事項を給与支払報告書に記入し、従業員が居住している市区町村へ提出しなければなりません。
また、令和 7 年中に退職等の理由で給与の支払がなくなった従業員等についても、地方税法第 317 条の 6 第 3 項の規定により、退職等の日までの給与等の支払額について給与支払報告書に記入し、市区町村へ提出しなければなりません（年間に支払った給与等の支払額が少額であっても、適正な課税を行うため、全て提出をお願いします）。

- 1 対 象 者 令和 8 年 1 月 1 日現在 南相馬市に住民登録のある給与受給者
※住民登録の確認ができない場合は返送いたします。
- 2 提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）期限厳守

（事務処理の都合上、1 月 1 6 日（金）までの提出にご協力をお願いします。）
- 3 提出枚数
（1）給与支払報告書（総括表）・・・・・・1 枚（特別徴収、普通徴収の内訳数を明記のこと。）
（2）給与支払報告書（個人別明細書）・・・給与受給者 1 人につき 1 枚
（3）普通徴収仕切紙（普通徴収への切替理由書）・・・普通徴収対象者がいる場合のみ
※提出する際、市内の区ごとに分ける必要はありません。全てまとめて提出してください。

対象となる方	使用する 明細書	提出方法
一般の受給者で支払額が 5 0 0 万 円 を 超 え る 方	3 枚組	1 枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2 枚目（源泉徴収票）→税務署へ提出 3 枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付
法人の役員で支払額が 1 5 0 万 円 を 超 え る 方		
源泉徴収税額表の乙欄または丙欄 適用者で支払額が5 0 万円を超える方		
上 記 以 外 の 方	2 枚組	1 枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2 枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付

- 4 提出先・問い合わせ先 〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地
南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係
電話 0244-24-5226

